

5 障害者が自立して生活できるように支援する

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所

総合福祉事務所では、身体障害については障害者支援係が、知的障害については知的障害者担当係が、障害者やその家族からの相談に応じ、助言・指導を行っている。

障害者支援係の相談・指導件数

平成23年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
身体障害者手帳交付	2,150	1,985	2,253	1,812
自立支援医療(更生医療)	800	590	980	365
補装具交付	1,363	1,379	1,344	1,014
職業	4	0	4	2
施設入所および紹介	401	353	302	405
医療保健	1,338	1,261	951	788
在宅・生活	10,570	3,343	8,703	10,636
無料乗車券	1,056	783	769	635
その他の	621	892	1,698	1,116
小計	18,303	10,586	17,004	16,773
合計	62,666			

知的障害者担当係の相談・指導件数

平成23年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	674	333	186	295
職親(しよくおや)委託	0	2	0	0
職業	121	52	10	33
医療保健	3	57	12	6
生活	103	24	87	218
教育	17	11	13	12
その他の	1,712	2,062	2,441	781
小計	2,630	2,541	2,749	1,345
合計	9,265			

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う施設で、相談、日中の活動、各種講座やプログラム、地域との交流を通じた障害理解の促進などの事業を行っている。

障害者地域生活支援センターの相談件数

平成23年度

種別 施設	サービス 利用	障害状況 の悩み	就 労	社会生活	その 他
	件	件	件	件	件
豊玉	1,664	5,012	485	810	435
光が丘	178	1,044	137	560	128
石神井	1,152	4,021	270	1,015	573
大泉	249	1,702	259	2,805	616
小計	3,243	11,779	1,151	5,190	1,752
合計	23,115				

●手帳の交付

身体障害者福祉法および東京都愛の手帳交付要綱に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳の交付を行っており、区は進達事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、都、区の制度の利用はもちろん、交通機関の運賃割引や税の軽減措置など、各種の福祉制度が利用できる。

身体障害者手帳所持者数

各年3月31日現在

区分 年次	身 体 障 害 者					合 計
	視覚障害	聴覚機能 平衡障害	音声言語 障 害	内部障害	肢体不自由	
	人	人	人	人	人	人
平成20	1,382(19)	1,553(104)	236(3)	5,233(91)	9,380(252)	17,784(469)
21	1,410(20)	1,561(102)	238(4)	5,449(87)	9,407(242)	18,065(455)
22	1,434(20)	1,636(100)	240(3)	5,710(81)	9,652(243)	18,672(447)
23	1,415(20)	1,649(103)	236(3)	5,871(80)	9,686(243)	18,857(449)
24	1,408(23)	1,689(97)	238(2)	5,929(85)	9,703(246)	18,967(453)

注：()内の人数は18歳未満を再掲。

知的障害者（児）愛の手帳所持者数

各年3月31日現在

区分 年次	知 的 障 害 者				合 計
	最 重 度	重 度	中 度	軽 度	
	人	人	人	人	人
平成20	126(22)	970(244)	979(261)	1,374(412)	3,449(939)
21	129(20)	999(249)	997(262)	1,448(443)	3,573(974)
22	136(19)	1,021(245)	986(233)	1,512(453)	3,655(950)
23	141(15)	1,053(260)	990(230)	1,613(488)	3,797(993)
24	145(16)	1,081(262)	1,000(226)	1,691(501)	3,917(1,005)

注：()内の人数は18歳未満を再掲。

知的障害者（児）処遇状況

平成24年3月31日現在

総合 福祉 事務所	種別				計
	障 害 児 施設入所	障 害 者 施設入所	障 害 者 施設通所	そ の 他 (居宅等)	
	人	人	人	人	人
練馬	9	73	175	497	754
光が丘	18	105	335	722	1,180
石神井	22	90	298	693	1,103
大泉	17	84	258	521	880
合 計	66	352	1,066	2,433	3,917

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者自立支援法

障害者自立支援法は、身体障害・知的障害・精神障害等の種別にかかわらず支援の必要度に合わせたサービスが利用できるよう平成18年に施行された。

22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」）が成立し、

24年4月1日に施行された。この整備法により障害者自立支援法をはじめとする関係法令の一部が改正され、利用者負担の見直し、重度の視覚障害者の同行援護、相談支援の充実、障害児支援の強化等が実施されている。

1 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された方、精神保健福祉手帳所持者または

精神障害（発達障害含む。）があると判定された方。

2 障害程度区分認定

障害者自立支援法では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害程度区分認定制度を取り入れており、障害福祉サービス（介護給付）を利用するには、申請をし、障害程度区分認定を受ける必要がある。障害者の心身の状況についての106項目のアセスメントを基に一次判定を行い、障害保健福祉の学識経験を有する委員で構成される審査会により、一次判定結果を原案として、医師意見書等の内容を加味した上で、二次判定を行う。これにより障害程度区分1～6が認定され、サービス利用意向の聴取、勘案事項の調査を経て、サービス内容と支給量を決定する。

障害程度区分の判定状況

平成23年度

	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体障害者	0	33	71	50	38	49	154	395
知的障害者	0	14	58	90	126	129	142	559
精神障害者	0	44	87	29	1	0	2	163
計	0	91	216	169	165	178	298	1,117

●障害者自立支援法による障害福祉サービス等

障害者自立支援法による給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

平成24年3月31日現在

区分	内容	延べ人数
介護給付	居宅介護(身体・家事)	8,860人
	重度訪問介護	1,148人
	行動援護	24人
	重度障害者等包括支援	0人
	同行援護	334人
	児童デイサービス	6,647人
	短期入所	1,536人
	療養介護	44人
	生活介護	9,168人
	施設入所支援 共同生活介護	4,367人 1,734人
訓練等給付	自立訓練	464人
	就労移行支援	1,905人
	就労継続支援	12,063人
	共同生活援助	1,740人
旧法による給付	旧法施設支援	1,910人

(2) 自立支援医療

精神保健福祉法による精神通院医療、身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療が自立支援医療として一元化され、精神通院、育成医療部分は都、更生医療部分は区が行っている。平成23年度

の更生医療の給付状況は、延べ4,085件であった。

(3) 補装具

障害の種別、程度に応じて、車いす、義足、点字器、補聴器などの費用を支給している。23年度の支給状況は購入843件、修理661件、計1,504件であった。

2 地域生活支援事業

障害者（児）が地域で自立した生活ができるように、能力や適性に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおり。

(1) コミュニケーション支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳派遣や要約筆記者派遣を行っている。23年度の派遣回数、手話通訳2,531件、要約筆記者は281件であった。

なお、東京手話通訳等派遣センターに事業の一部を委託している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

重度障害者の在宅生活を援助するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の方は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳で特定疾病の方は介護保険の住宅改修費の給付を受け、不足する分が対象となる。23年度の日常生活用具の給付は11,408件、住宅設備改善費給付は54件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。23年度は延べ10,196人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。Ⅰ型が4か所Ⅱ型が1か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で家族等の介護だけでは入浴困難な方を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行った（介護保険対象者を除く。）。23年度の利用者は延べ764人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。23年度の利用者は延べ1,345人であった。

●障害者自立支援法以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護

(1) 家庭委託

心身障害者（児）の保護者が、病気や家庭の都合などで、緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月5回まで依頼できる。

平成23年度は延べ3,014回の利用があった。

(2) 施設保護

心身障害者（児）の保護者が、病気や事故、冠婚葬祭などで家庭での介護ができなくなった場合や休養する場合、施設（大泉つつじ荘）で保護している。23年度は、延べ1,055日の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳1級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する。なお、障害者自立支援法における障害福祉サービス等の受給者を除く。

24年3月31日現在の対象者は90人で、23年度は延べ16,880回派遣した。

3 障害者電話の設置・料金助成

重度の身体障害のため外出困難な世帯に電話機を設置貸与し、基本料金および付加使用料を区で負担している。

また、同条件の方で電話機を自己所有している場合にも同様の助成を行っている。

23年度末での助成台数は51台である。

4 紙おむつの支給

在宅の3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1、2級・愛の手帳1、2度の方、ただし、本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が基準額以下の方に紙おむつ等を支給している。23年度は延べ3,968人に支給した。

5 出張調髪

東京都重度心身障害者手当を受給している方で外出が困難な方、もしくは同等の障害を有する方を対象に、区内内容組合、美容組合の協力を得て、障害者が在宅で出張調髪を受けられる利用券を交付している。23年度は6枚を限度として交付し、利用者は延べ427人であった。

なお、一回当たり500円の利用者負担金がある。

6 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月につき500円券6枚、100円券5枚を交付している。

23年度の交付人数は、5,231人であった。なお、年齢、所得による対象制限がある。

7 リフト付きタクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車いす等を利用する方を対象に予約料および迎車料を区が負担している。23年度の運行回数は15,636回である。

8 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1か月2,500円の燃料費を助成している。23年度は1,471人に助成した。なお、年齢、所得による対象制限がある。

9 チェアキャブ運行事業の助成

区内に在住し、常時車いすを使用する障害者、高齢者の外出および社会参加を促進するため、リフト付車両を運行する（社会福祉協議会運営）。

23年度は延べ690件の利用があった。

●障害者計画・障害福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画（障害者基本法に規定）」と障害福祉サービスの提供体制確保のための「障害福祉計画（障害者自立支援法に規定）」を策定し、障害福祉の着実な推進を図っている。

平成24年3月には、公募区民、障害者団体関係者、学識経験者等による練馬区障害者計画懇談会からの提言を受け、練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画（24年度～26年度）を策定した。両計画の実施により障害のある方が地域の中で自分らしい自立した生活ができる社会を目指すものである。

●福祉園

区立7福祉園は、知的障害者通所更生施設として役割を果たしてきたが、平成21年4月に障害者自立支援法に基づく生活介護事業へ移行した。

福祉園では、日中活動の場として、日常生活に必要な活動、作業活動、レクリエーション、サークル活動、宿泊訓練を通じて、心身の発達や社会生活能力を助長するための支援を行っている。

24年3月31日現在、大泉町48人、氷川台55人、関町39人、光が丘34人、石神井町27人、大泉学園町62人、貫井36人が通園している。

また、医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の日中活動の場を確保するため、氷川台福祉園と大泉学園町福祉園において受入れを行っている。定員は、それぞれ1日当たり5人。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的あるいは身体障害のある方のために福祉的就労の場として、4か所の福祉作業所を設置している。

障害者自立支援法に基づいた就労継続支援B型事業所に、平成18年10月に白百合福祉作業所、21年4月に大泉福祉作業所、北町福祉作業所、かたくり福祉作業所が移行した。一般企業などでの就労が困難な方や、一定年齢に達している方に働く場を提供している。23年度末現在、白百合37人、大泉68人、北町48人、かたくり63人が利用している。

作業内容と年間売上金額

[白百合福祉作業所]					平成23年度
作業内容					年間売上金額
					円
紙	器	組	立	等	1,888,846
公	園	清	掃	等	782,538
古	紙	回	収	等	274,870
自	主	生	産	等	1,309,279
合 計					4,255,533

[かたくり福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
雑誌付録封入等	3,428,146
バーコードシール貼り	674,028
チラシ折等	2,532,084
自主生産等	843,145
合計	7,477,403

[大泉福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
紙器組立等	485,191
チラシ折・封入等	1,775,688
公園清掃等	1,109,266
自主生産等	1,190,461
合計	4,560,606

[北町福祉作業所]

作業内容	年間売上金額
	円
紙器組立等	2,993,396
公園・アパート等の清掃	1,211,183
ポスティング等	213,407
自主生産等	3,442,452
合計	7,860,438

※売上金額から諸経費を差し引いた金額が利用者の工賃になる。

●障害者地域活動支援センター

障害者地域活動支援センター（谷原フレンド）では、パソコン、手芸、美術、織物、エアロビクスなどの創作・文化的な活動と機能訓練のほか、入浴・給食・送迎サービスなどを提供している。

定員は1日当たり15人、1人の最大利用日数は週3日。

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

センターでは、医師をはじめ専門職員を配置して、相談・指導・訓練・支援を行っている。また、障害者団体等に対して施設の貸出しを行っている。

1 相談

心身に障害のある方を対象に、専門医や専門職員が相談に応じている。また、成人の聴力障害の相談も行っている。

2 指導・訓練・支援

幼児に対しては、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを集団および個別に行っている。また、1歳6か月までのダウン症児等とその親を対象に、療育指導を行うダウン症児等早期支援を行っている。

特別支援学校卒業後等の心身障害者に対しては、自

立生活プログラム、創作・趣味的活動、社会体験学習等を通して、社会生活能力の向上を目指した活動支援を行っている。

心身障害者福祉センターの相談・訓練・施設提供 平成23年度

区 分	延べ人数
	人
専門相談	4,330
幼児訓練	13,857
成人訓練	1,523
施設提供	33,444
合計	53,154

●知的障害者生活寮

区立知的障害者生活寮（しらゆり荘および大泉つつじ荘）では、15歳以上の知的障害者で就労または授産施設等に通所している方に生活の場を提供し、日常生活に必要な援護・指導を行っている。定員はしらゆり荘が6人、大泉つつじ荘が8人である。しらゆり荘は平成24年6月に練馬3-20-7に移転し障害者グループホームとなる。また新たにショートステイを開始する。

●障害者グループホーム

障害のある方の自立した生活を推進するため、区は、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。平成23年度末現在、定員は245人である。

●心身障害児（者）通所訓練事業助成事業

民間6団体が行う幼児や児童の集団保育や訓練・指導等の事業について運営費の補助を行っている。平成24年3月31日現在140人が通所している。

●（仮称）こども発達支援センターの整備

心身障害者福祉センターにおいて実施している発達に心配のある子どもを対象とした相談・療育等の事業を移管し、18歳まで対象を拡大するなどの区民ニーズに対応するため、旧光が丘第五小（光が丘3-1-1）を改修して（仮称）こども発達支援センターを整備する。

平成20年10月に区民、学識経験者等で構成する（仮称）こども発達支援センターのあり方検討会を設置し、提出された提言に基づき、22年5月に整備基本計画を策定。22年度から23年度に実施設計、24年4月から改修工事に着手。25年1月に開設の予定である。

(3) 障害者の就労を促進する

●練馬区障害者就労促進協会

練馬区障害者就労促進協会は、障害者の就労を促進するために、平成2年11月に設立された。18年10月の障害者自立支援法の本格施行に伴い、障害者への就労支援の取組強化が今まで以上に求められている。

そのため、協会は、障害者の就労を支援する体制を一層強化し、障害者の就労をコーディネートする役割に焦点を当てた取組により就労者増を目指している。

組織の強化を図るため、22年11月1日付けで一般財団法人となった。

23年度には、つぎの事業を行った。

1 職場定着支援事業

就労後の職場定着を図るため就労支援員を派遣し、23年度の対象者は315人、延べ1,495回になった。

2 就労相談事業

来訪や電話等による、職業相談を行い、23年度は延べ1,324件の相談があった。

3 就労支援事業

アセスメント、職場開拓、職業準備訓練等を行い、23年度は57人が就職した。

4 障害者就労ネットワーク推進事業

23年度はネットワーク会議を12回、講演会を4回、企業見学会を3回実施した。この他、就労している障害者を対象とした余暇支援として交流会を1回実施した。

5 普及・啓発事業

障害者雇用支援月間での講演会、パネル展、作業所等の施設の自主生産品販売会を行った。また、23年度は就労支援セミナーを5回実施した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、3か所の就労移行支援事業所を設置している。

自立支援法に基づいた就労移行支援事業所に、平成19年4月に貫井福祉工房（就労サポートねりま）が移行し、21年4月にかたくり福祉作業所、23年5月に北町福祉作業所が事業を開始した。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人、北町福祉作業所が10人である。

23年度の就労の状況は、貫井福祉工房が8人、かたくり福祉作業所は2人である。

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

変化の激しい現代社会は、一面、ストレス社会でもある。ストレスと上手につきあい、心の健康を維持・向上させていくためには、個人的な努力に加え、社会全体の取組が必要である。

各保健相談所では、講演会等の啓発活動や、保健師による家庭訪問、所内面接相談、電話相談と医師による精神保健相談を行っている。

近年は、思春期の心の問題、酒害、虐待、ひきこもり、認知症（痴ほう）に関することなどの専門的な相談が増え、相談内容も複雑、多様化している。平成23年度は延べ34,168件の相談を受けた。

その他、社会復帰に関する相談・支援は延べ2,769人であった。就労に関する支援として民間の通所施設や社会適応訓練事業等、都や医療機関等と連携を図りながら実施している。

医療費については、精神疾患を理由として通院して

いる方に対し、自立支援医療（精神通院）による助成制度があり、保健所等でその申請を受け付けている。24年3月31日現在の利用者は9,515人であった。また、都が小児精神病（入院）医療費の助成制度を実施しており、23年度の医療券交付件数は17件であった。

精神障害者への各種優遇措置等、福祉の向上のための手帳制度としては、都が「精神障害者保健福祉手帳」を交付しており、保健所等でその申請を受け付けている。24年3月31日現在の手帳所持者は、4,181人であった。

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。集会室（洋室、和室）などがあり、平成23年度の利用状況は、団体利用が、延べ2,927団体、29,066人であった。

●喫茶コーナー運営事業

区役所西庁舎10階展望室内の喫茶コーナー「我夢舎楽（がむしゃら）」は、障害者と健常者のふれあいと、障害者の社会参加・生活訓練の場として障害者が自ら運営している。平成23年度の利用者は13,134人であった。「我夢舎楽」は24年5月に西庁舎1階に移転した。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種福祉手当や年金、医療費の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（82疾病）の方に月額15,500円を、身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方に月額10,000円をそれぞれ年3回に分けて支給した。

ただし、①65歳以上の新規 ②本人の所得（20歳未満は保護者の所得）が制限基準額を超える方 ③児童育成手当（障害手当）受給者 ④施設入所者等は該当しない。

平成24年3月31日現在の受給者は10,262人である。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者に、月額60,000円を毎月支給している。

ただし、施設入所者および3か月以上入院している方は該当しない。また、所得制限、年齢制限がある。24年3月31日現在の受給者は557人である。

3 国の特別障害者手当等

身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して手当を支給する。ただし、一定以上の所得のある方、施設入所者、3か月以上の病院入院者（特別障害者手当の場合）および障害を理由とする公的年金等受給者（障害児福祉手当および経過的福祉手当の場合）は、該当しない。

23年度の手当額は、特別障害者手当は月額26,340円、障害児福祉手当および経過的福祉手当は月額14,330円を

年4回に分けて支給した。24年3月31日現在の受給者は、特別障害者手当682人、障害児福祉手当240人、経過的福祉手当24人である。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡したとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に全国共通の心身障害者扶養共済制度を行っている。24年3月31日現在の加入者は28人である。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度の方が各種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費として支給される額を除く。）の一部を助成している。ただし、後期高齢者医療制度適用者については、非課税の方のみ一部負担金分の助成を行っている。24年3月31日現在の対象者は5,453人である。

●啓発活動等の推進

障害者に対する社会の差別と偏見を取り除き、障害のある方とない方が相互に理解を深めるよう、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。平成23年度は、納涼会や施設公開等の催しを38回実施した。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●講習会・教室

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティアを対象とした障害者IT支援者養成講座を実施している。（合計実施回数415回）

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰する大会である。

平成23年度は、地域活躍者2人、援護功労8人の表彰を行った。